

# あさひ園PTA保護者会会則(案)

(名称)

第1条 この会は、あさひ園PTA保護者会という。

(事務所)

第2条 本会はあさひ園PTA保護者会と称し事務所を同園内に置く。

(目的)

第3条 本会は家庭と園が協力し、あさひ園教育・保育の振興と園児の福祉を計り、併せて会員の教養を高める。

(構成)

第4条 本会は本園に在園する園児の保護者と職員を以って組織する。

(役員及び委員)

第5条 本会を運営するため、次の役員およびクラス委員を置く。

会長 1名、副会長 2名、書記 2名

会計 3名(うち職員 1名)、会計監査 1名

クラス委員 3名

(任務)

第6条 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、代理する。

書記は本会の活動状況を記録し、事務一切を掌る。

会計はPTA保護者会費を管理し出納事務を司る。

会計監査は年1回以上、会計を監査し、必要であれば報告する。

クラス委員は状況に応じ、それぞれの分野で活動とともに各役員の補佐をする。

(旅費)

第7条 本会の会務による研修は、朝日町旅費規程による旅費日当を支給する。

(役員を選出及び任期)

第8条 本会の役員選出は下記のように行う。

役員は委員会で選出し、総会で承認を得る。

クラス委員は各クラスより選出する。

(開催)

第9条 本会の主な会合は、下記のとおり定める。

総会は年一回開く。ただし、必要に応じてその都度会長が召集する。

(会費)

第10条 本会の会費は次のとおりとする。

0歳～2歳児 月額 250円

3歳～5歳児 月額 350円

(会則の改正)

第11条 本会則は総会で2/3以上の賛成があれば改正することができる。

(書面表決等)

第12条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

附 則

この会則は平成21年4月21日より施行する。

この会則は平成22年4月21日より施行する。

この会則は平成27年4月17日より施行する。

この会則は平成28年4月27日より施行する。

この会則は平成31年4月24日より施行する。

この会則は令和4年4月22日より施行する。